

**広島県告示第四百五十号**

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次とおり実施する。

平成二十年四月二十四日

広島県知事 藤田雄山

一 区域	尾道市（御調町・向島町を除く。）									
	二 対象となる特定計量器		三 検査の日時及び場所							
実 施 期 日	器 物 受 付 時 間	実 施 場 所								
		平成二〇年六月九日	午後一時～午後四時	瀬戸田小学校体育館前	平成二〇年六月一〇日	午前九時～午前一〇時	三原農協せとだ南出張所	平成二〇年六月一一日	午後一時三〇分～午後四時	東生口公民館
平成二〇年六月一二日	午前九時～午後〇時	中庄公民館	重井公民館	平成二〇年六月一二日	午後一時～午後四時	午前九時～午後四時	田熊公民館	平成二〇年六月一九日	午前九時～午後〇時	平成二〇年六月一九日
平成二〇年六月一八日	午前九時～午後四時	土生公民館	平成二〇年六月一三日	午前九時～午後〇時	午前九時～午後四時	午前九時～午後四時	平成二〇年六月一〇日	午前九時～午後〇時	午前九時～午後〇時	平成二〇年六月一〇日
平成二〇年六月一〇日	午前九時～午後〇時	尾道市農協泊倉庫	尾道市役所向東支所	尾道市農協百島出張所	尾道市役所浦崎支所	尾道市役所因島総合支所	午前九時三〇分～午前一〇時三〇分	午前一時～午後〇時	午後二時三〇分～午後四時	午前九時～午後〇時

平成二〇年六月一四日	午後一時～午後四時	尾道市公会堂
平成二〇年六月一五日	午前九時～午後四時	
平成二〇年六月一六日	午前九時～午後四時	
平成二〇年六月二七日	午前九時～午後〇時	

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成二〇年六月九日～ 平成二〇年八月八日	当該計量器の所在場所 尾道市農協栗原支所 ペイタウン尾道

五 定期検査実施機関  
指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会